

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 所得税の計算の特例：現金基準

Q：私は個人で喫茶店をしようと計画しています。同業者の友人から、所得税の計算は現金基準ですの方があまり時間もかからず小さい規模の事業者に合わせていると聞きました。現金基準とは、どのようなものでしょうか。

A：所得税法においては、所得の計算をする場合、収入金額は収入する権利が発生した時に計上します。その際、実際に現金等を受取ってなくても売掛金や未収入金として収入金額に計上します。必要経費は収入金額を得るための売上原価や販売費・一般管理費等をその債務が確定した時に計上します。その際、実際に現金等を支払ってなくても買掛金や未払金として必要経費に計上します。

上記の計算方法が原則ですが、個人によっては記帳時間や経理知識の不足のため、あまりなじめない場合があります。このような場合には、特例として小規模事業者に該当する者は、不動産所得と事業所得の計算に限り現金基準が認められています。

現金基準の計算方法は、収入金額をその年において実際に収入した金額とし、必要経費をその年において実際に支払った費用の額等とする方法です。この場合、棚卸をして売上原価を計算する必要はなく、売掛金がないので貸倒損失や貸倒引当金は計上できません。

小規模事業者とは、青色申告者で不動産所得又は事業所得を生ずべき業務を行っており前々年分のこれらの金額の合計額が300万円以下である者です。この特例の適用を受ける場合には、税務署長に届け出が必要です。

